



# 長崎県公報

## 目 次

◎ 公安委員会規則	所管課（室）名
○刑事訴訟法第189条及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則	刑 事 総 務 課

### 公安委員会規則

刑事訴訟法第189条及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月15日

長崎県公安委員会委員長 安部 恵美子

#### 長崎県公安委員会規則第2号

刑事訴訟法第189条及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則

刑事訴訟法第189条及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則（昭和29年長崎県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
刑事訴訟法第189条、第199条第2項及び第201条の2第1項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則 第2条 長崎県警察に勤務する警察官のうち、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第199条第2項に規定する逮捕状を請求することができる司法警察員及び同法第201条の2第1項に規定する逮捕状に代わるものの交付を請求することができる司法警察員は、次のとおりとする。 (1)～(3) 略	刑事訴訟法第189条及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則 第2条 長崎県警察に勤務する警察官のうち、刑事訴訟法第199条第2項に規定する逮捕状を請求することができる司法警察員は、次のとおりとする。 (1)～(3) 略

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通  
(八九五) 二二一四

印刷所  
長崎市榑島町八番十二号

株式会社  
寺田宏  
弥ト